

最大で  
全額を免除

## 介護保険料の減免制度



新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に、申請することで介護保険料が減免されます。

### ■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯  
▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和3年中の収入が令和2年中に比べ10分の3以上減少する見込みであること▶令和3年中の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

対象保険料額=A×B÷C	
A…第1号被保険者の保険料額	
B…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の減少が見込まれる収入などに係る前年所得金額	
C…第1号被保険者の属する世帯の主な生計維持者の前年合計所得金額	

[表2]

前年合計所得金額	減免割合
210万円以下	全部
210万円超	10分の8

[算定例] 主な生計維持者の事業収入が5割以下となる見込みの介護保険被保険者の減免額

区分	内容
① 令和2年中合計所得額	130万円(事業所得100万円、年金所得30万円)
② 令和3年度保険料額	8万6,300円(第7段階)
③ 減少が見込まれる所得額	100万円
④ 減免割合	全部(前年合計所得金額210万円以下)
⑤ 減免額の算定(②×③÷①×④)	8万6,300円×100万円÷130万円×1.0=6万6,384円.6万6,300円
⑥ 減免額	6万6,300円

【問い合わせ】新館長寿福祉課(☎41-3578)

最大で  
全額を免除

## 後期高齢者医療保険料の減免制度



新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に、申請することで後期高齢者医療保険料が減免されます。

### ■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の被保険者…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯の被保険者  
▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和3年中の収入が令和2年中に比べ10分の3以上減少する見込みであること▶令和2年中の所得の合計額が1,000万円以下であること▶令和3年中の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険料額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

対象保険料額=A×B÷C	
A…75歳以上の人の対象期間の保険料額	
B…減少が見込まれる収入などに係る前年所得金額	
C…生計維持者および世帯の被保険者全員の前年合計所得金額	

[表2]

前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

[算定例] 世帯主の事業収入が7割以下となる見込みの被保険者の減免額

区分	内容
① 令和2年中合計所得額	170万円(事業所得100万円、年金所得70万円)
② 令和3年度保険料額	13万8,800円
③ 減少が見込まれる世帯主の所得額	100万円
④ 減免割合	全部(前年合計所得金額300万円以下)
⑤ 減免額の算定(②×③÷①×④)	13万8,800円×100万円÷170万円×1.0=8万1,647円.8万1,700円
⑥ 減免額	8万1,700円

【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

最大で  
全額を免除

## 国民健康保険税の減免制度



新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少などがあった場合に、申請することで国民健康保険税が減免されます。

### ■対象・減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯…**全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件に全て該当する世帯  
▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入で令和3年中の収入が令和2年中に比べ10分の3以上減少する見込みであること▶令和2年中の所得の合計額が1,000万円以下であること▶令和3年中の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下であること…右記の[表1]で算出した対象保険税額に[表2]の減免割合を乗じた額

[表1]

対象保険税額=A×B÷C	
A…世帯の被保険者全員について算定した保険税額	
B…減少が見込まれる収入に係る前年所得金額	
C…生計維持者および世帯の被保険者全員の前年合計所得金額	

[表2]

前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

[算定例] 世帯主(夫)の事業収入が7割以下となる見込みの国保加入世帯の減免額

区分	内容
① 令和2年中世帯合計所得額	400万円(世帯主…事業所得250万円、年金所得100万円、妻…年金所得50万円)
② 令和3年度保険税額	50万円
③ 減少が見込まれる世帯主の所得額	250万円
④ 減免割合	10分の8(前年合計所得金額400万円以下)
⑤ 減免額の算定(②×③÷①×④)	50万円×250万円÷400万円×0.8=25万円
⑥ 減免額	25万円

【問い合わせ】本館市民税課(☎41-3526)

### ◆◆◆◆◆ 国保税の納付を忘れずに ◆◆◆◆◆

本年度の国民健康保険税(以下「国保税」と言います)の納税通知書は7月中旬に世帯主(納税義務者)宛てに送付。納付回数は原則7月から翌年2月までの8回ですが、年度途中から国保に加入した人は、届け出をした日の翌月から納付が始まり、納付回数も異なります。国保税の納付方法には、普通徴収と特別徴収があります。

また、口座振替やインターネットを活用した「クレジットカード」「ペイジー」「PayPay」によるキャッシュレス決済サービスでの納付も可能です。  
\*「クレジットカード」「ペイジー」での納付にはシステム使用料がかかります

#### 普通徴収(納付書や口座振替などでの納付)

納付書での納付は市内各金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、本館収納課、各総合支所税務会計係で行えます(ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアでの納付は納期限内の納付書に限る)。

#### 特別徴収(年金から差し引き)

世帯主が国保加入者で一定の要件に該当する世帯は、国保税が年金から差し引きになる特別徴収になります。なお、特別徴収の人でも、申し出により口座振替に変更することができます。ただし、国保税の納付状況により変更できない場合もあります。

#### 新型コロナウイルス感染症対策以外の国保税の軽減・減免制度

##### ●非自発的失業者に係る軽減制度

倒産や解雇などにより離職した人(離職日時点で65歳未満)で雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する人は、申告により国保税が軽減されます。

##### ●減免制度

災害による住宅損害や、失業(定年退職、自己都合の退職は除く)などによる大幅な所得減少(前年比50%以上)のため納付が困難な人は、申請により減免が認められる場合があります。申請期限は、納期限の7日前です。